

平成 27 年度 第 1 回軽米町総合教育会議 議事録

1 日時 平成 27 年 5 月 19 日 (火) 午前 11 時から

2 会場 軽米町役場 2 階第 1 会議室

3 出席者

(構成員) 山 本 賢 一 町長

戸草内 勝 夫 教育委員長

上 山 誠 教育委員

関 向 玲 子 教育委員

江刺家 睦 子 教育委員

菅 波 俊 美 教育長

(事務局) 佐々木 久 教育委員会事務局次長

吉 岡 靖 総務課長補佐

4 協議事項

(1) 軽米町総合教育会議設置要綱について

(2) 軽米町教育大綱について

(3) その他

5 協議内容・・・進行：山本町長

○山本町長あいさつ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新教育長の設置や総合教育会議の設置、大綱の策定などが盛り込まれた。当町では、教育行政も町づくりの観点から、これまでも町長部局と教育委員会事務局が連携、情報共有しながら取り組んでおり、実質的には、法改正による大きな変化はないと思われるが、これを機に、これまで以上に連携を深めていきたい。

○協 議

(1) 軽米町総合教育会議設置要綱について

(事務局から「軽米町総合教育会議設置要綱 (案)」を提示・説明)

〈関向委員〉 会議を公開しない場合の開催手順はどうなるのか。

→事務局 非公開の検討が必要なる「いじめ」対応などの特殊な事案により開催しようとする場合は、まず、町長と教育委員長、教育長とで協議し、その旨を各委員に連絡し、それぞれから了承を得たうえ

で招集することになる。

〈関向委員了承〉

〈戸草内委員〉 要綱案の第3条を見ると、会議は定例的な開催のほか、臨時の開催もあり得ると読み取れるが、その解釈でよいか。

→事務局 会議は、第1項による町長の招集のほか、第2項により教育委員会が必要に応じて会議招集を求めることができるものであり、随時に開催が可能である。

〈戸草内委員長了承〉

山本町長が要綱案への委員全員の同意を確認し決定

## (2) 軽米町教育大綱について

〔事務局から、平成25年度から29年度を計画期間とする「軽米町教育振興基本計画」をもって、大綱とする案を説明〕

〈関向委員〉 町教育振興基本計画を大綱とした場合に、基本計画自体の位置づけが変わることはないのか。

→事務局 教育振興基本計画自体の位置づけに変わりはない。

〈関向委員了承〉

〈関向委員〉 教育振興基本計画を大綱として位置付けるとしても、両方が生きることを明確にするため、基本計画の内容に大綱としてのタイトルを付したものとしてはどうか。

〈戸草内委員〉 基本計画書に大綱としての表紙を加えることで、教育振興基本計画を大綱として位置付けることが明確になると思う。

→事務局 軽米町教育大綱のタイトルを付するとともに、町と町教育委員会名を併記した表紙を教育振興基本計画書に加え、大綱としての位置づけを明確にすることでどうか。

教育振興基本計画をもって大綱とすることとし、大綱としての位置づけが明確になるよう表示することについて、山本町長が委員全員の同意を確認し決定

## (3) その他

今回の会議は、教育委員会の事務執行等の点検・評価の結果を踏まえつつ、翌

年度の予算編成方針等について協議可能な10月下旬から11月中旬に開催したい旨を事務局が説明し、全委員の同意を得た。

○閉 会